

# なら消費者ねっとニュース

## NO.7



HP : <http://web1.kcn.jp/nsn/index.html>

発行 特定非営利活動法人なら消費者ねっと

2017年10月

〒630-8136 奈良市恋の窪1丁目2番2号 奈良県生活協同組合連合会内

Tel : 0742-34-3535 Fax : 0742-34-0043 Email : [y.tsuji@naracoop.or.jp](mailto:y.tsuji@naracoop.or.jp)

発行責任者 北條 正崇

## 奈良県消費者利益擁護支援事業 を受託しました！

今年度、奈良県が「消費者利益擁護支援事業」の受託者を募集し、当法人が受託者として採用されました。

この事業は、消費者の利益を擁護支援することを目的とし、消費者の利益を不当に害していると疑われる事業者に対して、改善の申し入れ等を行う事業です。

全国各地の適格消費者団体(注)や当法人の事案検討部会で行ってきた事業者申し入れ活動も同様の趣旨で行われてきたものです。

当法人では平成29年7月に奈良県から委託を受け、早速、事業に取り掛かっています。事業にあたっては、奈良弁護士会消費者保護委員会の弁護士、奈良県内で活躍されている消費生活相談員、奈良女子大学消費者問題研究会(BEACS)等の皆様にもご協力をお願いし、活動に加わって頂いています。

活動内容として、まずは問題のあると疑われる事業者の情報を収集するために、7月から9月にかけて、アンケート調査、ウォッチング活動、法律相談会等を実施しました。アンケート調査では、多くの県民や奈良女子大学の学生にご協力を頂き、通信や美容、健康食品、住宅などの消費生活に関する多くの情報を収集することができました。また、法律相談会では、ならコープなんごう店に相談場所やチラシの備え置くをお願いをするなどのご協力を頂きました。これまでの情報収集活動によって、多くの方とつながることができ、また、広く県民の皆様にご協力を頂く機会にもなりました。ご協力を賜りました皆様には心より御礼申し上げます。



現在、収集した情報等をもとに、4つのチームに分かれて事案の検討を行っております。いよいよこれから事業者に対する改善申し入れ等の活動が始まっていきます。この事業を通じて、消費者被害の防止につながる結果を実現できるよう、努めてまいりますので、よろしくお願い致します。

### 注) 適格消費者団体・特定適格消費者団体とは

不特定かつ多数の消費者の利益を擁護するために差止請求権を行使するために必要な適格性を有する消費者団体として内閣総理大臣の認定を受けた法人を「適格消費者団体」といいます。全国に16団体(平成29年5月現在)あります。

また、適格消費者団体のうちから新たな認定要件を満たす団体として内閣総理大臣の認定を受けた法人を「特定適格消費者団体」といいます。全国に2団体(平成29年6月現在)あります。

## 奈良弁護士会が「訪問取引お断りステッカー」を作成しました！

前号でお知らせしたとおり、奈良県は、平成 29 年 3 月 14 日、奈良県消費生活条例による不当な取引行為の指定（告示）を改正し、全国で初めて訪問取引お断りステッカーの効力を明文で規定しました。

私たち消費者は、自宅の玄関などに訪問取引お断りのステッカーを貼っておくことによって、事業者からの訪問販売を防ぐことができます（ステッカーを無視した訪問勧誘は条例違反となり、行政指導等の対象となります。）。

このステッカーに特に決まりはなく、自分で作った物でもかまいません。奈良県内でもすでに生駒市や奈良市などがステッカーを作成しています。

そして、告示改正を受けて、この度、奈良弁護士会消費者保護委員会でも「訪問取引お断りステッカー」を作成しました。法律の専門職団体が解説パンフレット付きで作っていることのほか、他の機関とも共同で作成したことが特徴です。協賛機関には、奈良県、奈良県消費生活センター、奈良県社会福祉協議会のほか、当法人も加わっています。

奈良弁護士会では、奈良市消費生活センターの協力のもと、出前講座を通じて地域にステッカーを配布したり、10 月 14 日にはお披露目のシンポジウムを開催するなど、配布活動を進めています。

ステッカーをご希望の方は当法人にご連絡下さい。



## 活動報告

### かしはらナビプラザ

### お金のひみつと使い方 講座

7 月 23 日橿原市民交流広場で「お金のひみつと使い方」講座を開催小学生 8 人が参加しました。ホワイトボードにオリジナルおこづかい帳を拡大して子どもたちに質問しながらお金の役割や、お金の流れなどに、理解を深めました。また、お買い物チラシを使ってカレー作りの材料を買い、おこづかい帳に書き込み、今あるお金（現金）、見えないお金（電子マネー等）について学習しました。最後にクリアファイルで作るお財布を作っていました。



### コープなんごう自由研究

### 貯金箱をつくろう！ 講座

8 月 4 日 ならコープ主催「コープなんごう自由研究」から依頼を受けて、奈良県金融広報委員会の「はしご車の貯金箱」作りを開催しました。

当日小学生 14 名の参加がありました。参加者は台紙からパーツを切り抜き、貯金箱を作っていました。折り方が難しいところは講師の千葉がパワーポイントを使って説明し、スタッフや保護者と一緒に作っていました。出来上がったはしご車に思い思いの色を塗り完成！

最後に、お金、金融、経済などのクイズを通じてお金のことを楽しく学んでいただきました。



## その① あなたの消費が世界の未来を変える「エシカル消費」

### ■「エシカル消費」とは

消費者は目の前の便利さや安心を追求したり自らの権利を守るだけでよいのでしょうか？これからのよりよい社会、消費者市民社会の実現に向けて多様な角度と広い視野から自覚を持って行動する倫理的消費「エシカル消費」が今注目されています。2014年の消費者基本計画でもその基本理念に、「地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動」を掲げられています。



消費者庁の「倫理的消費調査研究会」のまとめをご紹介します。ここでは倫理的消費を「社会や環境に対する負担や影響、世代内と世代間の公正の確保、持続可能性を意識しつつ、社会や環境に配慮した行程・流通で製造された商品・サービスを積極的に選択し、消費した後の廃棄にも配慮する消費行動。」と定義づけています。

### ■なぜ必要なのでしょう

第一には持続可能な社会形成の観点から必要不可欠です。たとえば環境配慮を怠れば地球温暖化や資源の枯渇といった深刻な結果をもたらします。また、安さや便利さの追求には見にくい「社会費用」が隠されています。しかし、買い物をするときに、生産国での過酷な労働や地域への配慮、動物福祉など様々な問題に気づき配慮された商品選択することで、今日のこうした社会課題を解決につなげることができるのです。「調査研究会」は倫理的消費が世界の未来を変える可能性を秘めているとしています。「安全・品質・価格」そして第4の尺度に「エシカル」を位置付けたいものですね。



### ■エシカルな商品の具体例 . . .

配慮の対象	具 体 例
人	障がい者支援につながる 商品
社会	フェアトレード認証商品 寄付付き商品 WFP（国連世界食糧計画）、ピンクリボン運動（乳がん啓発、患者支援）。
環境	エコマーク付き商品    リサイクル製品    有機 JAS 農産物    オーガニックコットン 資源保護等に関する認証    がある商品 MSC 認証、FSC 認証、 レインフォレスト・アライアンス認証（熱帯の森と人を守る）、など
地域	地産地消    地域の伝統品    被災地産品
動物福祉	エシカルファッション

# 消費者教育教材資料表彰 2017



2017年6月26日、消費者教育シンポジウム「学校における消費者教育の最前線」および消費者教育教材資料表彰2017年表彰式が国立オリンピック記念青少年センターにて行われ、鎌谷、船内が参加しました。

教材開発チーム（旧子ども・若者チーム）が奈良県消費生活力向上県民等提案事業の受託「子ども向け金銭教育プログラムの学習でツールの開発」で作成し「おこづかい帳」「クリアファイルの財布キット」が、見事優秀賞に選ばれました。選ばれた21組の中から、半年間評価教員が実際に授業で使用し、評価が提出され、内閣府特命大臣賞表彰選考委員会の選考にかけられます。今年の 内閣特命担当大臣賞は、「写真で学ぼう！地球の食卓～学習プラン 10」 特定非営利活動法人 開発教育協会でした。食育を通じ子ども達に、身近な内容で消費者教育が提案されていました。

受賞教材のポスターセッションでは、「対象年齢は?」「こちらのおこづかい帳は一覧できるのが良いですね。」「どの様におこづかい帳の記帳を説明したらいいですか?」カードでお買物したページとおこづかい帳の書き方



見本が関連している事を説明すると、「そうですね、良いですね。」「クリアファイルのデザインが面白いですね。」「おこづかい帳もカード対応もあってイイですね。」等々、熱心な質問を受けました。また、多くの個性あふれる優秀な教材を見ることができる良い機会となりました。(同教材は、7月23日橿原ナビプラザにおいて、橿原市「寺子屋」の出前講座「お金のひみつとつかいかた」(小学生対象)を実施しました。)

報告者 船内智子

## インフォメーション

### 2017年地方消費者フォーラム in 大阪 2018年1月29日 大阪開催決定!

地方消費者フォーラムは、消費者問題に携わる消費者団体や行政をはじめとするさまざまな団体が、情報交換を行ない、交流・連携を深め、地域での活動展開に繋げ、消費者問題解決力向上を目的としています。

### あなたの情報をおまちしています。

あなたのまわりの消費者トラブルや被害情報（不当契約・不当勧誘など）を受け付けています。

[jian@narashouhisha.com](mailto:jian@narashouhisha.com)

までお知らせください。

(個別のご相談は消費生活センターへお問い合わせください。)

### 奈良県内 特殊詐欺の発生状況

○平成29年9月  
特殊詐欺の被害件数 10件  
○平成29年1月～9月末までの発生状況  
発生件数113件  
被害額 約2億9622万円

奈良県警察本部の防犯情報紙「やまとの安全」より

### 消費者トラブルで困ったら



### 編集後記

消費者の被害を防止・救済するため、相談、助言、あっせん、差し止め請求訴訟を行っている適格消費者団体などへお金を援助する基金「スマイル基金」ができました。まずは名前だけでもおぼえておきたいものです。

